

特定非営利活動法人 ハンガー・フリー・ワールド定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人ハンガー・フリー・ワールドと称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本会は人類ならびに地球の未来に寄与するために、飢餓のない世界を創ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)国際協力の活動

(特定非営利活動に係る事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 飢餓解決につながる開発途上国における地域開発事業。
- (2) 飢餓解決に寄与する政策提言並びに提言を後押しする世論喚起を行うアドボカシー事業。
- (3) 飢餓に関する知識普及並びに行動喚起を行う啓発活動事業。
- (4) 飢餓解決に青少年の能力を最大限活用し、将来も飢餓解決に寄与する人材を育てる青少年育成事業。
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な活動。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会には、次に掲げる会員を置くこととし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)上の社員とする。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 正会員 | 本会の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体。 |
| (2) 賛助会員 | 本会の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体。 |

(入会)

第7条 本会の正会員となろうとする者は別に定める申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は前項の申込者が、第3条に定める本会の目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動及び事業に協力できると認めるときは、正当な理由がないかぎり、正会員として入会を認め、これを通知するものとする。
- 3 賛助会員となろうとする者は、別に定める会費等を納入することで賛助会員となることができる。

(会費)

第8条 会員は、理事会において定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をした場合。
- (2)本人が死亡または会員である団体が消滅した場合。
- (3)本会が解散または破産した場合。
- (4)継続して3ヵ月の間会費を滞納し、継続が不可能と判断された場合。
- (5)除名された場合。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の決議を経てこれを除名できる。

- (1)本会の定款または規則に違反したとき。
- (2)本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ除名通知を発信するとともに除名の議決を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第12条 本会は、すでに納入された会費は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。役員は理事・監事とする。

- (1)理事 5名以上20名以内
- (2)監事 1名以上2名以内
 - 2 理事のうち1人を理事長とし、4名以内の副理事長を置く。
 - 3 理事会は理事会の議決を経て、理事のなかから常務理事を置くことができる。

(役員を選任)

第14条 理事は理事会で推薦し、総会で選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 監事は総会で選任する。
- 4 監事は、理事または本会の職員を兼ねることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表しその業務を統括し、副理事長は理事長を補佐する。

- 2 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)本会の財産の状況を監査すること。
 - (3)前二号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選出された場合は、当該総会が集結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 理事が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て行われる。

- (1) 心身の障害などのために職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 監事の解任は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て行われる。
 - 3 前2項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員の報酬に関しては、理事会で定めるものとする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 20 条 本会に顧問10人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者または本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(種別)

第 21 条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第 23 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 本会の解散。
- (3) 本会の合併。

- (4) 事業報告及び決算。
- (5) 理事の選任。
- (6) 監事の選任、解任。
- (7) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項。

2 理事会はこの定款が定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(会議の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があった場合。
- (3) 監事が第 15 条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があった場合。

(会議の招集)

第 25 条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 前条第2項第1、2号または第3項第2号の請求があった場合は、理事長は会議を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した招集通知を、開会日の5日前までに書面もしくはファクシミリもしくは電磁的方法にて発して行わなければならない。

4 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した招集通知を、開会日の1週間前までに書面もしくはファクシミリもしくは電磁的方法にて発して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

(会議の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の過半数が出席した場合に成立することとする。

(会議の議決)

第 28 条 総会は出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 理事会は理事総数の過半数の同意で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 総会及び理事会において、第 25 条第 3 項及び第 4 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することはできない。

(書面表決等)

第 29 条 総会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくはファクシミリもしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理として表決権を行使することができる。

- 2 理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくはファクシミリもしくは電磁的方法をもって表決し、または他の理事を代理として表決権を行使することができる。
- 3 総会、理事会の議決について、前2項の規定により表決した構成員は出席したものとみなす。
- 4 構成員は、即時性と双方向性の確保されたテレビ会議や WEB 会議などのシステムによって総会、理事会にオンラインで出席することができる。
- 5 理事会においては、緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面または電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面または電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。
- 6 次条の規定にかかわらず、前項に掲げる持ち回り議決の場合には、理事総数、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長及びその他の理事1名以上が記名押印又は署名しなければならない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくはファクシミリもしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事経過の概要及び議決結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者名(書面もしくはファクシミリもしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること)。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事経過の概要及び議決結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

3 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第 31 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会費等。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生じる収益。
- (5) 事業に伴う収益。
- (6) その他の収益。

(区分)

第 32 条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(管理)

第 33 条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 34 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第6章 会計

(事業年度及び区分)

第 35 条 本会の事業年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わるものとし、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第 36 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。

- 2 当該事業年度中の事業計画及び予算の変更は、理事会の議決による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 4 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3月以内に、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じた場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 38 条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を受けなければならない。

- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 39 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
 - (3) 正会員の欠亡。
 - (4) 合併。
 - (5) 破産手続き開始の決定。
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し。
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の4分の3以上が出席した総会において承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 本会が解散した場合は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 40 条 本会が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)の際に有する残余財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の 4 分の3以上の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 41 条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の2第 1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第 43 条 本会は、この法人の事務を処理するために事務局を置く。
2 事務局には事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 44 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 45 条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑則

(細則)

第 46 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成 14 年 5月 31 日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第 35 条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成 13 年3月 31 日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員・賛助会員(グローバル・ファミリー)一般	月会費 2,000円以上
(2) 賛助会員(グローバル・ファミリー)学生	年会費 3,000円以上
(3) 法人会員	月会費10,000円以上
- 7 平成 29 年度の事業年度は、第 35 条の規定にかかわらず平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までとする。

別表

設立当初の役員

役 職 名	氏 名
理事長	河合 政実
副理事長	祢津 都子
同	栗原 弘美
理事	上島 鋭一
同	植草三樹男
同	有川 聰
同	吉見 悦嘉
同	佐々木喜一
同	石和田光子
同	伊藤 保利
同	金久保修市
同	國枝彩樹子
同	湯浅 康代
監事	村上 鎮碩